

平成 25 年度早川町乗合バスに掲示する広告の取扱いに関する要綱

(広告主)

広告を掲示できる者は、町内の法人、団体及び個人とします。

(広告内容)

- (1) 広告主の広報宣伝
- (2) 催し物等の周知案内
- (3) 地域活動情報

ただし、広告の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その掲示を拒否することがあります。

- (1) 広告内容が法令、規則及び公序良俗に反するおそれがあると認められるもの
- (2) 政治、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に係るものと認められるもの
- (3) 広告主の事業所の活動が社会通念上、正当でないと認められるもの
- (4) 当事業の目的に合致していないと認められるもの
- (5) その他町長が適当でないと認めたもの

(広告掲示の位置)

早川町乗合バスに広告を掲示する位置は、車内客席上部の R 面とします。

(広告掲示期間)

広告掲示期間は、3 ヶ月単位とし、一契約最長 1 年間とします。

(広告掲示物の製作及び提出)

広告物の作成は、概ね広告主において作成していただきますが、他の掲示物との整合性を図るため、特定非営利活動法人日本上流文化圏研究所で確認、修正などをさせていただきます。広告掲示物の貼り付けや撤去は、特定非営利活動法人日本上流文化圏研究所で行います。

(広告掲示の申請)

広告掲示を希望する方は、早川町乗合バス広告掲載申請書(様式第 1 号)に広告案を添付して町長に提出してください。

(掲載開始時期と申込期限)

掲載開始時期と申込期限については別表 1 に定めるとおりです。

(広告掲載の決定)

町長は、広告掲載の申請書を受理したときは、速やかに審査し、当該広告掲載

の可否を決定し、その結果を早川町乗合バス広告掲載決定通知書（様式第 2 号）により申込者に通知します。広告を掲載する順位は広告の決定を受けた順位とし、広告の決定を受けた枚数が掲示枚数に達した場合は、申込期限前であっても申込を締め切らせていただきます。

（掲載規格及び料金等）

掲示規格及び料金は、別表 2 に定めるとおりです。

（広告掲載料の納付）

広告掲載料は、掲載の決定後、町長が定めた日までに一括納付して下さい。

（広告掲載料の還付）

既納の広告掲載料は還付いたしません。ただし、広告掲載者の責によらない理由により広告を掲載しなかったときは、広告掲載料を還付できます。

（広告掲載者の責任）

広告掲載者は、掲載された当該広告についての一切の責任を負うものとします。

（その他）

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めます。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日より施行します。

別表 1

掲載開始時期	4 月下旬	7 月下旬	10 月下旬	1 月下旬
申込期限	平成 25 年 4 月 23 日	平成 25 年 7 月 16 日	平成 25 年 10 月 15 日	平成 26 年 1 月 15 日

別表 2

車両種別	掲載位置	規格	広告掲載料	備考
やませみ号	車内 客席上部 R 面	日本工業 規格 B4 版	1,500 円 （やませみ号 とかわせみ号 の 2 箇所、3 ヶ 月あたり）	同じ掲示物をやませみ 号とかわせみ号に掲載し ます 同じ法人等が掲示でき る箇所数はバス 1 台につ き 1 枚までです
かわせみ号				